

東風だより

題字 木村夏子先生



第3号

総会特集号

宇美東小学校区コミュニティ通信

発刊日：平成29年5月15日

発行所：宇美東小学校区コミュニティ運営協議会

宇美東小学校区コミュニティ運営協議会の発足

春の暖かさを感じる今日この頃、皆様におかれましては、ますますご健勝にてお過ごしのこととお慶び申し上げます。

浅学非才の私が推薦により宇美東小学校区コミュニティ運営協議会会長の重任を仰せつかることとなりました。

防犯・防災において、隣近所の絆の大切さは誰でも感じているはずです。

地域住民の信頼関係や繋がりが生まれることで、住民同士の見守り機能が働き、防犯・防災対策を立て、いざという時に助け合う力を出すことができます。

宇美東コミュニティ運営協議会は、当面、「助け合いは当たり前」と思えるような地域の繋がりを育むことを、活動の目標とします。

皆様のご支援・ご協力を賜り、連帯感のある地域作りを目指し、誠心・誠意努めて参る所存でありますので、宜しくお願い申し上げます、会長就任の御挨拶とさせていただきます。

平成29年5月
宇美東小学校区コミュニティ運営協議会
会長 中岡 清美



宇美東小学校区コミュニティ運営協議会 総会

宇美東小学校区コミュニティ運営協議会第1回総会が、4月4日19時より「まなびや・うみ」にて開催されました。

木原 宇美町長、山邊 宇美東中学校長、阿部 宇美東小学校長、及び、松田 宇美町消防団第一分団長のご臨席の下、運営協議会役員・委員・7自治会からの代議員の出席で下記事項が討議されました。なお、代議員の出席者数は46名、委任状7名、合計53名で規約第10条4に規定する3分の2以上を満たしているため、総会は成立しました。

- 1) 28年度事業報告
- 2) 28年度決算及び監査報告
- 3) 規約制定(案)
- 4) 29年度役員承認(案)
- 5) 29年度事業計画(案)



6) 29年度予算書(案)

これら議案は、3号議案に下記修正を加え、賛成多数で可決されました。

(会員) 第4条 本会の会員は、構成地域内の住民並びに事業所、団体及び機関等に属する者をもって組織する。ただし、構成区域外に居住する者であっても、宇美東小学校区における地域コミュニティ活動に携わる関係者で、協議会が認めた者を賛助会員とする。

(総会) 第10条 第2項 総会は、会長が招集する。この後段に、例えば「また代議員の〇分の1以上の要望が有る場合は、会長は臨時総会を開催しなければならない」の記述を入れ、一定の代議員数の要望により臨時総会が開催される事を、次回の総会にて変更承認を受ける。

宇美東小学校区コミュニティ運営協議会総会議案

1号議案 平成28年度事業報告

部会名	事業内容
広報部会	積極的な取組活動及び運営協議会と連携して、適時適切なできごとを掲載して、コミュニティ活動の実態等を広報し校区民の理解と協力を得るために紙面の充実を図った。 編集会議を毎月1回開催し、広報誌(A3)「東風だより」を9月と3月に発行し校区の全世帯に配付した。
安全安心部会	行政区を組み合わせ、校区を3ブロックに分けて、各行政区から5名前後の校区民の協力のもと、毎月1回午後8時から概ね1時間の夜間パトロールを実施した。 パトロールでは、声かけ、危険箇所の把握、街路灯の球切れを町に連絡する等の見せる活動を意欲的に行い、校区民に安心感を与えとともに防犯意識の醸成を図ることができた。

実施日	参加人員	実施日	参加人員
8月26日	34	12月23日	37
9月23日	37	1月27日	37
10月28日	雨天中止	2月24日	45
11月25日	39	3月24日	34

* 延べ参加人員 263名

2号議案 平成28年度決算及び監査報告

(収入)		(単位:円)		
費目	予算額	決算額	増減	備考
町補助金	300,000	300,000		コミュニティ振興地区活動支援金
雑収入	0	0		
合計	300,000	300,000		

(支出)

△は予算に対して減 (円)

費目	予算額	決算額	増減	備考
1. 事業費	280,000	218,437	△61,563	
(1) 広報部会	50,000	40,668	△9,332	広報誌2回発行刷代・腕章・SDカード
(2) 安全安心部会	230,000	177,769	△52,231	ネーム入おれベスト35着、懐中電灯、保管ボックス等
2. 会議通信費	20,000	81,523	61,523	シュレッダー、レコーダー、レターケース、事務用品
3. 補助金の返還		40	40	
合計	300,000	300,000	0	

平成29年4月1日

監査の結果相違ないことを認める

監事 松田 治彦

3号議案 宇美東小学校区コミュニティ運営協議会規約 (案)

(名称及び事務所)

第1条 本会は、宇美東小学校区コミュニティ運営協議会と称し、事務所を町立研修所まなびや・うみ内に置く。

(目的)

第2条 本会は、相互扶助の精神にのっとりた連帯感のある温かな地域社会づくりを目的とする。

(構成地域)

第3条 本会の構成地域は、宇美東小学校区内とする。

(会員)

第4条 本会の会員は、構成地域内の住民並びに事業所、団体及び機関等に属する者をもって組織する。ただし、構成地域外に居住する者であっても、宇美東小学校区における地域コミュニティ活動に携わる関係者で、協議会が認めた者を含むものとする。

(事業)

第5条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 住民の暮らしやすいまちづくりを目指す事業
- (2) 総合的施策に関する事業
- (3) 住民の親睦・交流等に関する事業
- (4) 防犯・防災に関する事業
- (5) その他目的達成に必要な事業

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名、(2) 副会長1名、(3) 会計1名、(4) 事務局長1名、(5) 部会長2名、(6) 監事2名

2 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は、本会の運営及び活動に伴う経理の収支を記録し、決算報告を行う。
- (4) 事務局長は、本会の総務を担当し、企画及び各会議の記録、連絡調整を行う。
- (5) 部会長は、本会の目的を達成するための事業の企画及び実施に当たる。
- (6) 監事は、本会の会計及び事業監査の事務を担当する。また、他の役員を兼任することはできない。

3 役員の仕事は1年とする。ただし、再任を妨げない。また、欠員により選出された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(役員会)

第7条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。ただし、役員会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

2 役員会は、次の事項について協議決定する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 総会議決事項の具体化の方策
- (3) その他本会の目的達成のため必要な事項

(役員選考委員)

第8条 総会に諮る役員の人選を行う役員選考委員は、各自治会の自治会長をもって充てる。

2 役員選考委員の仕事は1年とする。ただし、再任を妨げない。また、欠員により選出された役員選考委員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(代議員)

第9条 本会に代議員を置く。

2 代議員は、別表1のとおり各自治会から選出するものとする。

3 代議員の仕事は1年とする。ただし、再任を妨げない。また、欠員により選出された代議員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第10条 総会は、年度当初に開催する定例総会及び臨時総会とする。

2 総会は、会長が招集する。

3 総会は、役員及び代議員で構成する。

4 総会は、代議員の3分の2以上の出席により成立する。ただし、委任状をもって出席に代えることができる。

5 総会の議長は、当該総会に出席した代議員の互選により選出する。

6 総会の議事は、出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 事業報告及び決算の承認
- (2) 事業計画及び予算の承認
- (3) 役員承認

- (4) 規約の改正の承認
- (5) その他本会の運営に関する重要事項の承認

- 8 総会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 9 総会は、原則公開とする。
- 10 会長は、総会を開催したときは、その議決結果又は重要と思われる事項等を会員に報告しなければならない。

(部会)

第11条 本会の運営及び事業を円滑に進めるため、次の部会を設置する。

- (1) 防犯防災部会
- (2) 広報部会

- 2 部会は、部会長及び部会員で構成する。
- 3 部会員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。また、欠員により選出された部会員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 会長は、総会の承認を得て、新たに部会を設置することができる。
- 5 部会長は、必要に応じ、部会の会議を開くことができる。

(報酬)

第12条 役員及び部会長の報酬は、別表2のとおりとする。

(経理)

第13条 本会の経理は、宇美町地域コミュニティ交付金、寄付金、事業活動に伴う収入等をもって充てる。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(規則)

第15条 この規則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、軽微なものを除き、総会の承認を得て会長が別に定める。

附則 この規約は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 (第9条関係)

自治会名	代議員数
上の原	6人
障子岳	13人
とびたけ一	6人
とびたけ二	8人
とびたけ三	6人
宇美東	8人
山の内	6人

別表2 (第12条関係)

役職名	報酬額 (年額)
会長	60,000円
副会長	50,000円
会計	50,000円
事務局長	50,000円
部会長	20,000円
部会員	5,000円

4号議案 平成29年度役員名簿

職名	氏名	自治会名
会長	中岡清美	とびたけ二
副会長	藤野英機	とびたけ一
会計	吉村龍行	障子岳
事務局長	木村哲也	とびたけ三
広報部長	江口敏雄	とびたけ三
防犯防災部長	柴田宏美	とびたけ一
監事	松田善昭	障子岳
	堀川芳枝	宇美東

5号議案 平成29年度事業画(案)

部会名	事業内容
広報部会	前年度の経験を踏まえて、より身近なできごとをタイムリーに広く知らせることにより、今、校区で何か問題なのか、何か必要なのか等の情報を校区民が共有することにより、どのようにすれば良いのかといった問題提起をするために、前年度と同様に年間2回「東風だより」を発行し全世帯に配付して、相互扶助の精神にのっとった連帯感ある豊かな地域社会づくりを目指す。
安全安心部会	校区民の安全安心の一助に寄与するために、自治会を組み合わせ、校区を3ブロックに分け、各自治会から5名前後の自治会員の協力のもと、毎月1回午後8時から概ね1時間の夜間パトロールを実施する。 実施に当たっては、校区の実態に即した青パトの運行及び第1消防分団、警察等との連携活動を行うなど実効性のある活動を推進する。 パトロールでは、声かけ、危険箇所の把握、街路灯の球切れを町に連絡する等の見せる活動を意欲的に行い、校区民に安心感を与えとともに防犯意識の高揚を目指す。

6号議案 平成29年度 予算書 (案)

(収入) (単位：円)

科 目	本年度予算額(A)	前年度予算額(B)	比較(A-B)	備 考
1. 交付金、補助金	9,313,000	300,000	9,013,000	
(1) 地域コミュニティ交付金	9,313,000	300,000	9,013,000	
2. 雑入	1,000	0	1,000	
(1) 雑収入	1,000	0	1,000	預金利息
3. 前年度繰越金	0	0	0	
合 計	9,314,000	300,000	9,014,000	

(支出) (単位：円)

科 目	本年度予算額(A)	前年度予算額(B)	比較(A-B)	備 考
1. 事業費	110,000	280,000	△170,000	
(1) 広報部会	60,000	50,000	10,000	
(2) 防犯・防災部会	50,000	230,000	△180,000	
2. 事務費	80,000	20,000	60,000	事務用品、備品等
3. 役員手当	310,000	0	310,000	別紙規約のとおり
4. 自治会分配金	6,890,000	0	6,890,000	別紙規約のとおり
5. 自治会長手当	1,774,000	0	1,774,000	別紙のとおり
6. 予備費	150,000	0	150,000	
合 計	9,314,000	300,000	9,014,000	

別 紙

(自治会分配金)

自治会名	金 額	備 考
とびたけ1	697,270	
とびたけ2	917,330	
とびたけ3	737,370	
宇美東	1,087,000	
障子岳	2,032,700	
山の内	706,410	
上の原	711,250	当初自治会分配金 528,250 円 + 自治会長手当相当額 183,000 円
合 計	6,889,330	

(自治会長手当)

自治会名	金 額	備 考
とびたけ1	189,000	
とびたけ2	242,000	
とびたけ3	200,000	
宇美東	349,000	
障子岳	594,000	
山の内	200,000	
上の原	0	
合 計	1,774,000	

なお、「東風だより」は「宇美町ホームページ」でも見る事が出来ます。
 「宇美町ホームページ」->右下にある「みんなで作ろう元気な地域コミュニティ」->
 「宇美東小学校区コミュニティ運営協議会」->「広報誌」->「平成28年度(2016年度)」
 とクリックして下さい。

編集後記：。第3号は、宇美東小学校区コミュニティ運営協議会総会の模様及び議案の詳細をお伝えしました。次回の発行は今年9月を予定していますので、皆様のご投稿・ご意見、宜しくお願ひ申し上げます。